

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成16年10月29日（金）13：30～16：00

2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）荒井敦子、石田裕一、井戸田博史、木村真知子、永井景子、橋本紹尚、原育史、福井英之、村田勝彦、八澤健三郎、安田順恵、吉田定雄、若林諒
（説明者）成田首席家裁調査官、吉村首席書記官
（事務局）藤原事務局長、澤事務局次長、北村総務課長

4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務局等）

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 委員の交替の紹介
- (3) 前回提案課題の実施状況報告
 - 前回いただいた御意見に対して、4点報告させていただく。①パンフレットの整備については、裁判所の各種パンフレットに奈良家庭裁判所の所在地、電話番号等を記載したシールを貼付し、受け取られた方がすぐその連絡先がわかるようにした。②家事相談を担当する職員のレベルアップの趣旨を兼ねて、前回の議事概要を職員に回観して、改めて意識づけを図った。③成年後見の申立書記載要領に、それぞれ必要な書類を明示し、窓口で申立書の書式を渡す際にも、口頭で説明するという態勢をとっている。④各種機関との連携を強化するという趣旨から、県の福祉部や奈良市の福祉協議会関係、あるいは弁護士会、司法書士会等との話し合いの場として、成年後見制度運営協議会を開催している。あわせて、調停委員等での有志の団体である奈良家庭少年友の会に、研修の講師という形で職員を派遣し、広く成年後見制度についての認識を新たにもらっている。
 - (4) 意見交換（テーマ：家事調停の今…）
 - 本日のテーマである家事調停については、大体のイメージをお持ちだと思う。家庭内の紛争に関して調停をするということで御理解いただいていると思うが、基本的には当事者が自主的に合意を得て紛争を解決するという制度であり、それに家庭裁判所に置かれた調停委員会が助言、あるいは参考意見等を申し上げて解決に努力するという制度である。調停制度自体は大正12年から行われており、家事調停に関しては戦後、家裁が関与する紛争解決方法の主流として、ほとんど裁判にかわるぐらいの重要性を持っている制度である。事件数は全国的に増加傾向にあり、奈良でも増加が著しい。特に葛城などは相当増えている状況である。価値観の多様化というか、自己主張がはっきりしてきたというようなことから紛争が多くなり、かつそれに伴って家庭内の紛争に関し調停の利用も増えているのではないかと思う。最

近の傾向としては、新聞報道でよく見るが、児童虐待や夫婦間暴力、DV等の問題がうかがわれるような事案等もあるし、あるいはジェンダーというか、性差に関する意識の重要性が一層強くなっているということを感じさせる事案も増えている。司法制度改革審議会の意見でも調停制度が日本の紛争解決の中で大きな役割を果たしているという評価をいただいているが、そういう点に関して、調停をよりよく機能させるために、忌憚のない御意見をいただきたいと思っている。

- ※ 家事事件手続案内ビデオ（家事調停部分）上映
- ※ 模擬調停実演

- 模擬調停を御覧いただいたが、御質問等はあるか。
- 調停のパンフレットをみると、申立人と相手方が同席している写真が載っているが、模擬調停の説明では、原則は別席調停で、同席は例外的という感じを受けた。情報量が3倍ぐらい入ってくるということで、同席調停を勧めておられた裁判官もいたが、流れとしては、別席調停が主流を占めているように思う。私としては同席というのも捨てがたいという気がしている。
また、模擬調停の事案で財産分与や慰謝料をカットしているのは、何か意味があるのか。
- 同席調停をやるかやらないかというのは、ケース・バイ・ケースで、各調停を担当する裁判官の考え方であろうと思う。奈良の場合、どちらが原則ということではないが、性格の偏りが大きいとか、精神的虐待等を離婚の動機とするような、同席に適さない事案が多いと思う。夫の暴力に耐えかねて離婚したいと家庭裁判所に駆け込んで来た女性に、原則だから同席でというと、裁判所がまず信頼を失ってしまう。
- 同席調停を勧める説が出てきたころは、今ほどDVの問題が出ていなかったと思う。今は夫の暴力を訴える妻が本当に多くなっているので、裁判所の方も同席についてはかなり慎重に考えないといけないと思う。
- 財産分与、慰謝料の点がシナリオで全く触れられていないのは、できるだけシンプルに見ていただくために割愛したものである。
- シナリオでは、夫の女性関係の有無で双方の意見が完全に食い違っているのに、事実確認がないまま何となく離婚の方向に行っているが、私が妻だったらはっきり確かめて謝らせてみたいという気はする。調停というのはそういうふうに進むものかなと思った。
- 私は、調停委員としてたくさんのケースを担当してきたが、ケース・バイ・ケースで、全部同じパターンというのはほとんどないと言ってもいい。今日は模擬調停ということで、多分早くシナリオを進められたと思うが、調停を2回やったぐらいで、奥さんの意思が非常に強いからということで、「もうダメですよ、離婚しますか」なんて方向には普通は行っていない。確かに暴力と女性関係があれば法律的にも離婚理由が成立する話であるが、決して私たちは、一方的な言い分だけで、「はい、離婚」ということは一切しない。そのため、非常に時間がかかるし、まどろっこし

い場面もあると思う。

- 疑問の点はもっともなところで、本件の場合には、最初に第1回調停で双方からいろいろ事情を聞いたという紹介があったが、そこでは、申立人の方は不貞行為、不倫があったと言い、相手方の男性はそれを強く否定していた。それを受けた今回の第2回調停期日の前に、調停委員会として、どういうふうにするかの相談、いわゆる評議をしている。そこで、審判官がイニシアチブをとって、一番問題になる不倫についてはどう思うかと調停委員に質問していたと思う。それに対して、女性調停委員がメール内容や帰宅時間も遅くなり外泊もあった等の客観的な事実に基づいて意見を述べ、男性調停委員も大体それに同意するということで、それを踏まえて、審判官が不倫があったと言つていいのではないかと判断した。それと女性申立人が強い離婚の意思があるということで、話の方向としては離婚の方向で調停を進めるのが妥当であろうという話になったと思う。このように、メールやその時の客観的状況等といった裁判で言えば証拠に当たるようなものを踏まえて、調停委員会として双方の主張を前提に真相はどうだったのかという協議、判断をしている。

また、相手方に不貞、不倫があったことの事実確認という点については、話し合いで物事を解決するという調停の性質上、否定する相手方をどこまで追い詰めて、認めさせるかというのは、状況によると思う。模擬調停では、メールの内容を指摘されたりした相手方の男性が、離婚の方向も真剣に考えてみると言っていたが、これは口では言わないが、半分ぐらい認めたことにもなるのではないかと思う。事柄が不倫とか不貞とか自分に非常に不利益で、かつある意味で不名誉なことなので、正面切ってそのとおりであるとは言いにくいと思う。

- 不貞を認めたからといって、即別れことになるとは限らず、話の展開によつては、夫の方が謝るから許してくれ、別れるのは嫌だとなる場合もある。場合によつては、不貞の点はあいまいのままにした方が別れる言いやすい場合もあるので、調停では柔軟な解決をはかっている。
- 本来、夫婦は病気になれば助け合うはずのものなのに、どうして申立書の申立ての動機欄に、病気という動機があるのか疑問に思う。今まで申立ての動機として、どのような病気で、どういう状態のときというのがあれば、教えていただきたい。
- この申立書は、全国共通の書式だろうと思うが、病気という項目が設けられたのは、民法の規定の中に、法定の離婚原因として不治の精神病というのが入っているからではないかと思う。
- 今言われたとおり、特に精神的な病気を想定してこの欄が設けられていると思う。ただ、ここに丸を打ってくるという事案は、現実問題としてあまりない。
- 今度の法制審議会の民法改正案の中ではそれが消えており、5年別居の方で入れかえるという格好になる。そういう意味では、むしろこれは抜かれてもいいような利用価値もない時代に入っていると思う。
- 例えば、遺伝的な病気等で子供がつくれないということを知らずに結婚して、結婚後に病気のことを知り、それを理由に離婚したいというケースもあるのではないか。
- 今のケースであれば、むしろ病気という項目ではなくて、その他の項目で本当は

やるべき時代かもしれない。

- 私がもし申立人なら、高齢者になった場合、病気の配偶者の面倒は見れないと思うので、病気という項目があってもいいのではないか。

[休憩]

- 調停の当事者を呼び出す時に、同じ時間に呼んでいるのか、それとも時間をずらしているのか。

また、シナリオでは、面接交渉が離婚の決め手の一つになっていたが、現実の審判事例ではそう簡単には成立しないし、成立してもトラブルってうまく運用ができないというように、面接交渉はもっと厳しい内容を持っているのではないかと思う。

- 呼出しの時間の関係では、第1回の調停期日では、申立人と相手方の間にある程度の時間差をつけて呼出しをしている。第2回以降でも、相手方を先に呼び出すとか工夫した運用をしている。

- 面接交渉については、委員の言われるとおりであり、シナリオのように簡単にはいかない。面接交渉の場合、権利だと言っても、それは子の福祉による制約を受けるわけで、面接交渉権を認めるか、認めるとしてもその内容をどの程度にするか、専ら子の利益や福祉を基準に客観的に判断するが、親の都合とか一時的な感情とかそういうものが入り交じって、調停の場面というのは大変なことになる。

また、シナリオのような1歳6か月ぐらいの子供では、母親と一緒に生活していて、特に発達上とか生育上問題がなければ、そういうものを重視するという考え方もある。ただ、このような継続性の原理というのは、一時、アメリカで非常にやった時期もあるが、これだけでいけるわけではなく、実際の調停の場面では、もう少しいろいろなことを考えていきながら進んで行くということになる。

- 面接交渉権という言葉は市民権を得ているということであるが、面接交渉という言葉自体がやはりなじまないということで、平成8年の法制審議会の中でも、面会及び交流の権利というような言葉で言い直そうということであったと思う。ある学者の本に、試験に面接交渉権という問題を出したら、授業に出てない学生は苦し紛れに就職のときの面接交渉を書いたということが書いてあった。今言われたように、面接交渉の内容自体は市民権を得てきていると思うが、面接交渉という言葉もなじみのある言葉、抵抗のない言葉になったのかを教えていただきたい。

- 少なくとも20年前にはこれほど面接交渉という言葉を使わなかったのが、最近は子供のいる離婚事件、夫婦関係調整事件だと必ずといってよいほど使われる。しかし、面接交渉権という言葉自体が市民権を得ているかどうかということになれば、御指摘のような面もあるかと思う。

- 2点お聞きしたい。1点目は、当事者の呼び出しの関係で、旧庁舎の時には、調停の待合室に張り紙があり、「呼び出された時間より30分以上経過しても何の連絡もないときには書記官室まで来てください」というように書いてあったが、今でもそのような張り紙をしているのか。この張り紙の趣旨は、一定の時間、30分以上待たせると、当事者もいらいらしてくるであろうから、何らかの手当が必要だということで書いていたのか。また、新庁舎を造るに当たっては、そのような配慮をどの程度されるのか。

2点目は、面接交渉に關係して、大阪あたりの裁判所では、面接交渉室というものがあると聞いており、それは裁判所として面接交渉にかなり前向きの姿勢で取り組んでいることのあらわれだと思うが、奈良ではそのようなシステムをどの程度考慮しているのか。

- 張り紙の件については、現在そのような張り紙はしていない。新庁舎での話は、まだ煮詰めていない。
- 30分以上も待たされていらいらしている当事者の心情を和らげるために、裁判所として取り組んでいたものではないのか。
- そのあたりは承知していない。一度確認してみる。
- 以前確かに張り紙がしてあったが、それは、前回と同じ部屋だと思って、その前で待っていたりする人もいることへの手当という面と、待合室で待つ方は、30分でもすごく長く感じるので、それを和らげることの両面があったように思う。今は張り紙をしていないが、調停委員として次回の調停期日を伝える際に、部屋が変わることと、調停中でも30分を超えるような時は、待合室まで行って、もうしばらく待ってもらうよう伝えている。
- 今のような対応をしてもらえば、待っている当事者も非常に安心する。30分を過ぎて1時間近くになると、何かあったのかと思ってしまう。代理人であれば、今どうなっているかと聞けるが、本人の場合はなかなか聞きづらいであろうから、調停委員がそのような配慮をされれば、当事者本人も安心すると思うので、よろしくお願ひしたい。
- 面接交渉室については、大阪家裁では科学調査室という言葉を使っている部屋があり、面接交渉室としても使用している。奈良家裁でも新庁舎に科学調査室ができる予定である。そこにはビデオが設置されていて、親子が実際に会っている場面が隣の部屋からわかるようになっていたり、調査官が立ち会って父親に子供を会わせている場面を、母親がマジックミラー越しに見たり、ビデオで写しているのを見る等の設備はできる。現時点では、特別な場所がないので、調停室等を利用して調査官が立ち会ってやっている。
- 調停委員というのは市民から選ばれた2人以上ということであるが、誰が選ぶのか、また、調停を担当するにふさわしい資質、能力というのは、大体どういうふうにとらえているのか。
- 家庭裁判所で家事調停委員を選ぶ場合には、奈良家裁の方から最高裁判所に上申し、最高裁の方で任命するという手続になっている。人物的には、例えば法律専門家の弁護士であるとか、遺産分割、相続等の関係であれば不動産鑑定士、税理士等といった、家庭の紛争の解決に必要な専門的知識、経験などを持った方にお願いしている。また、それ以外にも、特に専門的な知識というものではないが、市民社会の中で、いろいろな経験をされた方の中で人格、識見の高い方、人間関係についていろいろな洞察を持った方にもお願いしている。奈良家庭裁判所では、所長以下各支部長、裁判官、一般職の幹部職員も入った調停委員候補者の選考委員会を設けて、適性のある方を最高裁に推薦し、任命させていただいている実情である。
- 調停委員には、他薦ではなくて自薦もあると本に書いてあったが、現実にそのよ

うなことがあり得るのか。また、規定によれば任期は2年となっているが、よほどのことがない限り更新していくという格好になっているのではないか。調停委員から頭ごなしに言われて、もう二度と調停に来たくないというような報告が家裁月報に出ているので、選任も難しいという気もする。また、やめる調停委員の後任者選びが特定の人の中からというように、株みたいな格好になっているのではないかなと思った。

- 推薦については、自薦でお申し込みいただく方もある。ある程度、調停委員という職が社会的にも認識されていると思われ、自ら履歴書等を持参し、機会があればその職についてみたいという形で申し出をされる方がいる。選考にあたっては、自薦、他薦を問わず、その方の経歴なり人格等を選考委員会で諮って、任命させていただいている。

任期の点は、2年で再任することができるとなっている。端的に言えば、不祥事やふさわしくない言動等がある方、非常に多忙で調停委員として働くのが難しい方などが場合によっては再任が難しいということもあるが、調停委員も経験を積むにしたがって、能力も伸びるものと思われる所以、一般的には、それなりの事件数を処理され、活躍されている方であれば、基本的には継続してやってもらうのが望ましいと思う。

株という話については、そのような枠があって、どなたかがやめられたらその跡をどなたかが継がれるというようなことはない。事実上、特定の専門的知識を持った方がやめられるときに、その方から推薦を受けて、候補者として選考し、諮らせていただくということはあり得ると思うが、当然にその後を引き継ぐというものではない。

もう1点の高圧的な言動の調停委員もいるのではないかという点については、端的に言えば、調停当事者の方から、そのような話を裁判所の方に聞かせてもらうことはある。私が奈良の裁判所に来てからの1年数か月では、余りそういうことは耳にしたことがないが、以前の勤務府で、調停委員から高圧的な態度で物を言われた、結論を決めつけた形で強く説得された等という話を聞いたこともあり、残念ながら全くあり得ないということではないと言わざる得ない。ただ、もちろん裁判所当局としても、いろいろな研修の都度、その点についても話をさせていただくという取り組みをしている。

- 調停委員を公募するということは考えられのか。そういうことは全国的にも例がなくて実際上は不可能なのか。それとも、場合によれば公募するということもあり得るのか。
- 例えば、ホームページ等でいつまでに申し込んでほしいというような、全国的に募集をするという形の公募がとれるかどうかは、わかりかねる。ただ、奈良の裁判所では、奈良県在住の方を中心に任命しているので、例えば県や市の広報誌に載せるということも考えられなくはないかとは思うが、実施が果たしてできるどうかについては、ここでははっきりとしたことは申しかねる。
- 申立ての時に、必要な費用は、収入印紙が1200円と切手が850円のことであるが、本当にこれだけでいいのか。弁護士や不動産関係の方たちの努力の賜物

で調停が成立するかと思うと、何となく恐ろしいというか本当にこれだけでいいけるのかなという心配がある。

- この1200円というのは定額で、民事でいう訴額によって変わるというものではない。郵便切手の850円は、当事者を呼び出すための費用で、普通郵便でやっているので1回80円、欠席がなければ次の呼出しは要らないので、基本的には最初に80円で相手方を入れて160円、それでもいいけるというぐらいの廉価でやっている。
- 調停委員は奈良県下、奈良市で何名いるのか。定数というものがあるのか、また、調停の件数も多くなっているかと思うが、それに合わせて定数を増やすのか、ずっとそのまま同じ定数か。
- 各裁判所の事件数に見合った形の調停委員を配置するための目安としての配置基準というはあるが、それはいわゆる定員というものとは少し違う。あくまでも事件数に見合った調停委員の配置基準ということである。奈良家庭裁判所の現在員は、10月1日現在では100名である。ただ、民事調停委員を兼務されている方もおり、いわゆる家事の調停委員のみの方と家事調停委員を本務にする方を合わせて100人を現在の奈良家庭裁判所管内では任命をしている。
- 奈良県内、五條とともに含めてか。
- そうである。当庁では、本庁以外に葛城支部、五條支部、吉野出張所で家事事件を扱っており、それぞれの支部、出張所で任命をしている。
- 家事調停の場合、普通は男女1人1人のところ、新任の調停委員の場合は、3人でやるとか聞いたことがある。
- 新任の調停委員は、まず最低2回はベテランの調停委員についてもらい、そこで勉強してもらうということで、3人の指定をしている場合が原則である。ただ、事案によっては、最初から新人ではない3人を指名する場合もある。
- ハード面であるが、神戸や大阪の家庭裁判所では、ぐるっとその階で1周できるようになっており、どちらの階段からでも降りられるのが非常に便利である。なぜかというと、どうしても顔を合わせたくないという当事者同士などでは、あちらにいることがわかった場合、こちらから帰りたいということで、円形の廊下になっていれば非常に助かることがある。新庁舎の場合に考え得るのか。
- また、待合室について、神戸の家庭裁判所では入り口と出口が2か所あり、それが意外と便利である。仮庁舎の待合室は、ウナギの寝床みたいに細長くて、不便を感じることがあるが、その点を新庁舎ではどの程度配慮されているのか。
- さらに、新庁舎の建築状況も合わせてお聞きしたい。
- 仮庁舎では、指摘のとおりいろいろな形で事件関係者、調停委員の方々には不便をかけていると思う。手狭な庁舎であり、申立人、相手方に待ってもらいにくいと思うし、出入り口も1か所だけである。そういう意味では、顔を合わせたくない関係者については職員等が配慮して、帰りの時間を少しずらすということで案内をするなど、ソフトの面での配慮はしている。部屋の広さ等については、もうしばらく辛抱いただきたい。新庁舎については、4階建てであるが、3階のフロアをすべて家庭裁判所のフロアとして、家庭裁判所関係の事件はこのフロアですべて賄える

ことにしている。待合室も距離的にかなり離れた形で申立人、相手方それぞれの待合室を用意し、できるだけ顔を合わさなくて調停室等へ行けるように配慮している。大阪家裁ほどではないが、全体にくるっと回るような形で調停室が配置できればと思っている。予定どおり進めば、新庁舎は来年10月ごろに建物が完成し、仮庁舎からの引っ越しを行い、執務を始めたい。外周の外構等がすべて完成して、この仮庁舎を撤去し終えるのが、年を明けた2月ごろではないかと思う。そういう意味では、外周も含めて全面的に新しくなるのは、平成18年2月ぐらいになろう。

- 調停室については、現在の10室が12室に増える予定である。
- 新庁舎でもいろいろ配慮されて設計されていると思うが、例えば、ドメスティックバイオレンスが心配されるケースで、調停が終わってから後をつけるとかということを庁舎内ではうまく管理できいても、庁舎を出てから後をつけるということもあり得る。そうすると、後をつけられたら困る方を先に時差を持って帰してやる等、運用上のことでも今後心配していただくといいと思う。
- DVの関係は、調停の申立ての段階で情報が入る。その場合には、階を異にした部屋で調停をやることにしている。また、調停終了後も申立人と相手方の退庁時刻にはかなりの時間差を設ける等配慮している。
- DVが増えており、神経を使うところが多くなっている状況であると思う。
- これから面接交渉をされる方々へのアドバイスという書面を読むと、とても子供の気持ちを重視したような注意事項が書いてあるが、まるで腫れ物にさわるみたいである。夢を捨てることは、その子をよからぬ方向に行かせたりする可能性もあると思うので、子供の夢が挫折することがないような、できればもっと前向きな表現ができないのかと思う。
- 指摘のあった資料は、面接交渉の際に、各親に渡している資料であるが、これはどのような趣旨で作ったものか。
- 別れた両親のもとで面接交渉するときに考慮してもらう事項を記載したものであり、できる限り離婚による子供の心の傷を少なくするという趣旨で、こういうしおりを作っている。ただ、このしおりは、不十分な点もいろいろあり、近く改訂する予定で、新しいものを作っているところである。
また、このしおりを読むと腫れ物にさわるようにという感じがするという指摘はもっともだと思う。子供の年齢にもよるが、子供の成長を促すような形での会い方をしてもらいたいということで、我々も動いている。
- 奈良家庭裁判所と書いてあるが、他の家庭裁判所も同じようなものを作っているのか。これは奈良家裁の独自のものなのか。
- それぞれの裁判所で作成している。奈良のは非常に古いで、周辺の府で最近改訂したものも参考にしながら、奈良独自のものを作る予定である。
- 学校の状況を見ても、最近では、母子家庭、離婚家庭が半数近くあるというクラスも出てきており、大変多くなっている。統計では、全国の夫婦間の事件が6万2526件、奈良全県が650件となっているが、この奈良の650件というのは、全国的に見ると高い方なのか、低い方なのか。
- 最近は、離婚とか片親で養えないからといって、施設に入る子供たちがものすご

く増えてきているので、私も全国的に奈良県はどうなのかということを知りたい。

- 約30年前は、2回程度の調停で離婚というのではなく、子はかすがいだから辛抱しなさいとか、本当に元のさやに戻らないのかと、しつこいくらいにやるのが奈良の調停委員であったが、当時、大阪等の大都会の調停委員は、母子家庭手当もあるし、女性が生活権を持っているから、別れたい人にはさっさと別れさせたらいいという感じであった。今でも、はい、別れなさいとは決して言わないが、やはり世の中全体が変ってきたように思う。
- 婚姻中の夫婦間の事件は、全国的には全体のうちの45%であり、奈良の場合は44%になっているので、割合的には全国的な傾向と大差はないと思う。
- 日本の人口1億2000万、奈良県人口140万で計算すると、人口割りの計算ではほぼ同じである。
- 前に調べたことがあるが、今紹介があったように、奈良県の人口は、ほぼ全国の約1%で、訴訟事件、離婚調停の関係事件、破産、執行等、事件によって多少ばらつきはあるが、奈良県の事件は、大体全国の事件数の1%となっている。人口に応じてそれぞれの事件が起きているという意味で、奈良県は、非常にある意味では平均的な県の姿をしているのではないかと思う。
- 私が調停委員として、一番最初に夫婦関係調整を受け持ったときの印象が非常に強く、いまだに脳裏に残っているので申し上げたい。夫婦関係調整に関しては、女性からの申立てがほとんどであるが、最近は男性からもぼつぼつ出てきているようを感じる。顔を合わせたくないというのは、男であれ女であれ申立人の方が多いように思う。第1例目で印象に残っているのは、申立人である女性の母性本能が前面に出た非常に感情論的な主張であるのに対して、相手方の男性の方は非常に計算高くて、知性的というか理路整然と答えるというようなもので、間を取り持つことに非常に苦労した。それから、今回の模擬の場合でも子供は1歳6ヶ月だが、子供の人権はどうなるのかという点がいつも気になっていた。それでも離婚するのかということを確認をとって前に行くようにしている。
- 私が修習生になったころは、家事調停でも別れるのをやめなさいではなくて、別れたいのなら別れさせた方がいいという方向に行きつつあるような段階だったと思う。ただ、家庭裁判所へ来て、少年事件もやっていると、戻れるものならやはり戻った方がいいという考え方になった。調停委員と評議する際にも、女性の方が非常に離婚意思が固いと言っている場合でも、子供のことをもう一度持ち出して、本当にどうしても離婚するのかということはもう一度確認をとってくださいと申し上げるようにしている。ただ、それでもやはり別れると言われたら、それはもう仕方ない。
- 統計では調停の成立率が50%を切っているが、これは経験上妥当な数字なのか、やはり低いと思うのか、その辺のところを個人的な感想でも教えていただきたい。
- 私は、週1回だけ家事調停を担当しているが、思ったより成立するというのが印象である。取下げで終わったものでも、実質は成立で、協議離婚等の別途の内容で当事者間で話し合いがついた、あるいは特に調停成立という必要はないというのもある。実質でいくと、相当の数成立しているというように、むしろ逆の印象を持つ

た。ただ、奈良にくるまで家事調停をしたことがなかったので、特異な感想かもしれない。

- 私も同じで、多分成立している数の方が不成立よりは多いだろうとは思っている。離婚調停と俗に言うが、事件名としての離婚調停というのはなく、夫婦関係調整をしている。奥さんの方が離婚したいと申し立ててこられたが、いろいろ話し合っているうちに、もう一度やり直すという形で円満にいく場合も時々あり、そういうのをやると本当にうれしい。
- 先ほど最初の紹介の中で、家事事件の中で訴訟にかわるぐらい調停が紛争解決に大きな役割を果たしていると言ったが、実際、調停委員の果たしている役割というのは相當に大きいと思う。
- 調停制度は、日本の文化、歴史、国民性というか、やはり裁判嫌い的な要素が反映しているのか。話し合いの場で、法律に従ってやるのでなくて、そういう方法が好まれるという風土があるのか。
- やはりそういう面もあると思う。費用的にも安いということも大きいし、時間的にも、長くても大体3、4か月で成立する。時間がかかるとよく言われるが、訴訟に比べれば本当に短期間に解決する。
この調停制度については、今後もまたテーマとして取り上げさせていただきたいと思う。
- 今日頂戴した御意見については、前回同様に十分に参考にさせていただき、次回までに実現できるもの、善処できるものについては極力その旨努力したい。